四　事案の要旨
1　北海道瓦斯株式会社の熱量変更終了（北見地区）に伴う総額原価見直し及び原料費調整制度の導入に伴う一般ガス供給約款の変更
2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）並びに北海道瓦斯株式会社本社（札幌市中央区大通西七丁目三番一）、函館支店（函館市万代町八番一号）、小樽支店（小樽市入船四丁目一北三十三番一号）、千歳支店（千歳市清水町二丁目一番地一）及び北見支店（北見市北七条東一丁目一番地一）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北海道瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十二年二月三日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇〇六―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「北海道瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十二年二月三日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇〇六―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

北海道瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

一月十八日（月）

○一般案件（抜粋）

一、平成二十一年度一般会計補正予算（第二号）
一、平成二十一年度特別会計補正予算（特第二号）
（財務省）について（決定）

○法律案

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）
一、雇用保険法の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務省）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人北野俊光の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成22年１月20日　東京法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アジアン・ブルー
２．住所　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目１番34号堤ビル４Ｂ
３．代表者の氏名　大久保曠之
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第29号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年７月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年１月20日

東海財務局長　山崎　穣一

前払式証票発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式証票発行保証金規則（平成２年法務省・大蔵省令第１号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式証票発行者の商号　岡山プリペイドカード株式会社
２．代表清算人の氏名　代表清算人　森　　泰男
３．住所　岡山県岡山市北区丸の内１丁目10―13
４．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　35,000,000円
⑵　権利の実行に係る申出等の総額　292,162円
⑶　配当の割合　100％
※配当に当たっては、前払式証票発行保証金規則第17条第２項の規定により、還付手続きに要した費用についての負担がある。

平成22年１月20日

中国財務局長　枝広　直幹

前払式証票発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

前払式証票の規制等に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．前払式証票発行者の商号　岡山プリペイドカード株式会社
２．代表清算人の氏名　代表清算人　森　　泰男
３．住所　岡山県岡山市北区丸の内１丁目10―13
４．権利の実行の対象となる発行保証金の額　35,000,000円
５．意見聴取会の期日　平成22年２月２日（火）午前10時
６．意見聴取会の場所　岡山県岡山市北区桑田町１―36　岡山地方合同庁舎３階共用会議室
７．上記の者の発行保証金について権利の実行の申立てをした者、債権の申出をした者及び上記前払式証票発行者の代表清算人は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。
　なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成22年１月20日

中国財務局長　枝広　直幹